

資料 1 令和 2 年 択一式 国民年金法 問 5

国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 60歳以上65歳未満の期間に国民年金に任意加入していた者は、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることは一切できない。
- B 保険料全額免除期間とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって、法定免除、申請全額免除、産前産後期間の保険料免除、学生納付特例又は納付猶予の規定による保険料を免除された期間（追納した期間を除く。）を合算した期間である。
- C 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る遺族基礎年金の支給に関し、死亡とみなされた者についての保険料納付要件は、行方不明となった日において判断する。
- D 老齢基礎年金の受給権者であって、66歳に達した日後70歳に達する日前に遺族厚生年金の受給権を取得した者が、70歳に達した日に老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした場合には、遺族厚生年金を支給すべき事由が生じた日に、支給繰下げの申出があったものとみなされる。
- E 第3号被保険者であった者が、その配偶者である第2号被保険者が退職し第2号被保険者でなくなったことにより第3号被保険者でなくなったときは、その事実があった日から14日以内に、当該被扶養配偶者でなくなった旨の届書を、提出しなければならない。

資料 2 2020合格目標 合格テキスト（国民年金法）より一部抜粋

【通則】失踪宣告の取扱い（法18条の4）

失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、第37条〔遺族基礎年金の死亡者の要件〕、第37条の2〔遺族基礎年金の遺族の範囲〕、第49条第1項〔寡婦年金の支給要件〕、第52条の2第1項〔死亡一時金の死亡者の要件〕及び第52条の3第1項〔死亡一時金の遺族の範囲〕中「死亡日」とあるのは「**行方不明となった日**」とし、「死亡の当時」とあるのは「**行方不明となった当時**」とする。ただし、受給権者又は給付の支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となる者の**身分関係、年齢及び障害の状態**に係るこれらの規定の適用については、**この限りでない**。

概要

民法の規定による失踪の宣告を受けたことにより、行方不明となった日から7年を経過した日に死亡したものとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の規定の適用については次の通りである。

- (1) 身分関係、年齢及び障害の状態については、死亡したものとみなされた日で判断する。
- (2) 生計維持関係、被保険者等要件及び保険料納付要件は、行方不明となった日で判断する。 **H26-2C**

資料 3 2020合格目標 合格テキスト（国民年金法）より一部抜粋

【遺族基礎年金】死亡者の要件（法37条）

遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の i から iv のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、i 又は ii に該当する場合にあっては、死亡した者につき、**死亡日の前日**において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の 3 分の 2 に満たないときは、この限りでない。

- i 被保険者が、死亡したとき。
- ii 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であるものが、死亡したとき。
- iii、iv （略）

資料 4 平成26年 択一式 国民年金法 問 2 C

民法の規定による失踪宣告があり、行方不明になってから 7 年を経過した日が死亡日とみなされた場合、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用における生計維持関係、被保険者資格及び保険料納付要件については、**行方不明になった日を死亡日**として取り扱う。→ ○